

■議案第45号 四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について

【要旨】

四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウスのデイサービス事業について、利用者のニーズに対応するため、年末の休館日を2日減ずる改正を行うものです。また、併せて送迎時間を除くサービス提供時間を利用時間とする変更、現行の介護保険法に基づく「通所介護」で行うことが適さない事業の改正を行うものです。

【改正の内容】

- ・デイサービス事業の休館日を「12月29日から翌年1月3日まで」から「12月31日から翌年1月3日まで」に変更します。
- ・デイサービス事業の利用時間を「午前9時から午後6時まで」から「午前9時30分から午後3時30分まで」に変更します。
- ・デイサービス事業の事業から「エ 家族介護者教室に関すること。」を削除します。
- ・介護保険法からの引用する条番号の修正を行います。

【新旧対照表】

改正後	改正前
(休館日及び利用時間) 第4条 福祉センターの休館日及び利用時間は、次のとおりとする。 (1) 休館日 ア (略) イ 12月29日から翌年1月3日までとする。<u>ただし、デイサービス事業については、12月31日から翌年1月3日までとする。</u> (2) 利用時間 <u>デイサービス事業の利用時間は、午前9時30分から午後3時30分までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、この限りではない。</u>	(休館日及び利用時間) 第4条 福祉センターの休館日及び利用時間は、次のとおりとする。 (1) 休館日 ア (略) イ 12月29日から翌年1月3日まで (2) 利用時間 ア <u>デイサービス事業</u> <u>午前9時から午後6時まで（ただし、毎週月曜日から土曜日まで）</u>

改正後	改正前
２・３ （略） （事業） 第６条 福祉センターは、第１条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 （１） デイサービス事業 ア～ウ （略） エ <u>健康チェックに関すること。</u> オ <u>送迎サービスに関すること。</u> カ <u>入浴サービスに関すること。</u> キ <u>給食サービスに関すること。</u> ク <u>介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第７項の通所介護に関すること。</u> （２） （略） （３） 居住部門事業 ア～エ （略） オ <u>介護保険法第８条第９項の短期入所生活介護に関すること。</u> （４） （略）	２・３ （略） （事業） 第６条 福祉センターは、第１条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 （１） デイサービス事業 ア～ウ （略） エ <u>家族介護者教室に関すること。</u> オ <u>健康チェックに関すること。</u> カ <u>送迎サービスに関すること。</u> キ <u>入浴サービスに関すること。</u> ク <u>給食サービスに関すること。</u> ケ <u>介護保険法（平成９年法律第123号）第７条第11項の通所介護に関すること。</u> （２） （略） （３） 居住部門事業 ア～エ （略） オ <u>介護保険法第７条第13項の短期入所生活介護に関すること。</u> （４） （略）